

事故発生時の事故報告について

○報告を求める事故等

(1) 重大な事故等

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 入所者等に対する虐待（不適切な処遇（疑）を含む）
- ウ 入所者等の失踪・行方不明
- エ 入所者による不法行為
- オ 施設職員による不法行為・不適切な会計処理等
- カ その他報告が必要と認められる場合（火災・事件報道など）

※事業者の過失の有無は問いません。上記に該当する場合、まずは市までご一報ください。

(2) 上記（1）以外の事故等

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等
- イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外泊（見つかった場合）
- エ その他報告が必要と認められる場合

○報告手順

(1) 重大な事故等

- ・事故発生(発覚)時は、利用者への適切な処置、家族への連絡など必要な対応を行ってください。
- ・上記対応終了後、電話などで市役所担当部署に状況を連絡してください。伊達市以外の市町村の被保険者の場合、該当市町村にも連絡を行ってください。
- ・事故発生(発覚)後、概ね1週間以内に、事故報告書による報告を行ってください。

(2) 上記1（2）以外の事故

- ・発生(発覚)後、30日以内に事故報告書による報告を行ってください。